

被災者のみなさまへ

ご存じですか？

- ①許認可等の存続期間（有効期間）の延長
- ②期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

東日本大震災は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されています。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

- 一定の地域の方々を対象に、許認可等について、存続期間が最長で平成 23 年 8 月 31 日まで延長されていました。
- その後も継続して延長する必要がある許認可等については、存続期間を更に延長することができます。

政令で指定した別紙 1 の許認可等について、

- ・ 告示により、許認可等ごとに対象者（対象地域）、延長後の満了日が指定されるものがあります。
- ・ 告示のない許認可等でも、書面による申出により、存続期間を更に延長することができる場合があります。

【存続期間を更に延長することができる許認可等の例】

医薬品販売業の許可、飲食店営業の許可、建設業の許可

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

- 法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合には、免責の期限である平成 23 年 6 月 30 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われないものとされました。
- その後も継続して猶予する必要がある義務については、免責の期限が延長されています（対象となる義務及び新たな免責の期限については、別紙 2 をご参照ください）。

※詳細については、許認可等の更新手続を行う担当窓口や法令に基づく届出等の担当窓口にお問合せ・ご相談ください。